

住宅耐震改修に減税

国交省方針 来年度から最大26万円程度

81年以前の建築

国土交通省は新潟県中越地震など震災被害が相次いでいることを重視、老朽化した住宅の耐震改修工事を税制面で支援する制度を来年度から導入する方針だ。一九八一年以前に建築した一戸建て住宅とマンションを対象に、改修費の一三%を所得税と個人住民税の税額から控除する内容。従来の住宅ローン減税と異なり、自己資金による改修でも減税するのが特徴で、関連リフォーム需要の喚起なども想定している。減税額は年間約二百億円を見込み、与党や財務省などの調整を急ぐ。

(税額控除は3面「きょうのことば」参照)

新制度は住宅密集地にある建物の倒壊で緊急車両が通行できなくなる事態などの防止に役立つことを想定。八一年に導入した耐震基準を満たして改修工事費について二

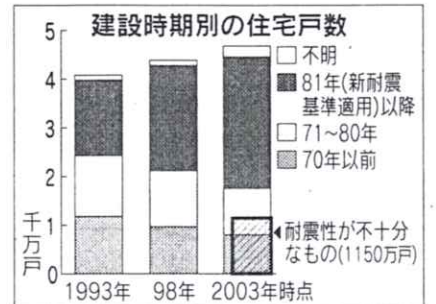
設定し、工事面積を掛けて総工事費の上限を決める方向。上限額を戸数で割って一戸あたりの工事費を計算し減税する。政府内には地震の危険性が少ない地域まで同一に扱うことを疑問視する声があるほか、所得税を納めていない年金生活者などは新制度が利用できず慎重論も根強い。ただ、大規模な震災への不安が国民にあることから、与党内には新減税策を支持する声が多く、国交省は政府内の調整を急ぎ、自

民党税制調査会の了承を得たいとしている。実際の住宅改修は風呂場などのリフォームと耐震工事を併せてすることが多い。控除対象は耐震工事に限定し、全体の改修費から耐震工事費を算出する。耐震工事を機に一般的な改修に踏み切る住宅も多いとみられ、新制度が住宅投資の呼び水になる公算も大きい。全国の住宅約四千七百

税額控除

きょうのことば

▽…本来払う税額から一定の金額を差し引く減税方法の一つ。課税所得から一定額を控除する所得控除に比べて減税額が大きくなりやすい。主な税額控除には、年末の住宅ローン残高に応じて所得税を減税する住宅ローン控除などがある。▽…今回の耐震改修促進税制で税額控除の対象となるのは①壁の増設②筋交いの増設③構造用合板をはる④細かい筋交いを太くする⑤柱の補強一などの耐震工事費。200万円程度を全体の限度額とし、工事種類ごと



に限度額を設定する。例えば壁の補強だけなら150万円程度を限度とする方向。リフォームの全体費用のうち耐震改修にいくらかかったかは建築士らが認定する。

五千七万戸。このうち新耐震基準に適合していない住宅は全体の四分の一近い約千五百五十万戸に上る。阪神大震災では非適合住宅の約半数が倒壊したが、適合住宅の九割以上は倒壊しなかった。新潟県中越地震でも約二千五百棟が全壊。自民党国土交通部会などで「国民の生命を守る耐震改修を促進する税制を創設すべきだ」との声が高まっていた。